

## お問合せ先のご案内

お問合せ内容	退職組合員	現職組合員
○共済金等のご請求手続 ○契約内容のご変更手続の用紙送付のご依頼 ○契約内容のお問合せ	所属する(所属していた)都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者	
警生協年金「ゆとり」に関すること	日本生命保険相互会社企業保険サービス課 0120-383-616	
上記以外のお問合せ、ご意見、ご要望	警生協 共済事業部 相談窓口 0120-983-110 ※こちらの窓口では、共済金のご請求、変更の手続に関する用紙の送付のご依頼はお受けしていません。	

●共済金等のご請求、契約内容のご変更等に関する用紙の送付依頼は、下記までご連絡ください。

### ■お問合せ先 都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者の連絡先

皇宮警察本部 03-3231-3115(2787)	神奈川警察本部 045-211-1212(2775)	島根警察本部 0852-26-0110(2791)
北海道警察本部 011-251-0110(2830)	新潟警察本部 025-285-0110(2793)	岡山警察本部 086-234-0110(708-261)
函館方面本部 0138-31-0110(2767)	山梨警察本部 055-225-2636直通(6865)	広島警察本部 082-228-0110(2813)
旭川方面本部 0166-35-0110(2764)	長野警察本部 026-233-0110(2778)	山口警察本部 083-933-0110(2766)
釧路方面本部 0154-25-0110(2765)	静岡警察本部 054-271-0110(2793)	四国管区警察局 087-821-3111(2643)
北見方面本部 0157-24-0110(2765)	中部管区警察局 052-951-6000(2634)	徳島警察本部 088-657-5885直通(2774)
東北管区警察局 022-221-7181(2634)	富山警察本部 076-441-2211(2779)	香川警察本部 087-833-0110(2772)
青森警察本部 017-723-9933直通(2792)	石川警察本部 076-225-0808直通(2793)	愛媛警察本部 089-915-0272直通(2821)
岩手警察本部 019-653-0110(2825)	福井警察本部 0776-22-2014直通(2774)	高知警察本部 088-826-0110(2779)
宮城警察本部 022-213-4741直通(2797)	岐阜警察本部 058-273-7555直通(2782)	九州管区警察局 092-622-5000(2654)
秋田警察本部 018-863-1111(2786)	愛知警察本部 052-951-1611(2833)	福岡警察本部 092-633-6177直通(2775・6)
山形警察本部 023-626-0110(2791)	三重警察本部 059-222-0110(2768・2776)	佐賀警察本部 0952-40-8625直通(2783)
福島警察本部 024-503-0690直通(2823)	近畿管区警察局 06-6944-1234(2643)	長崎警察本部 095-823-6777直通(2785)
警視庁 03-5220-1185直通 (702-68612~4)	滋賀警察本部 077-510-5335直通(2796)	熊本警察本部 096-349-8085直通(2786)
関東管区警察局 048-600-6000(2646)	京都警察本部 075-451-9111(2786)	大分警察本部 097-533-0216直通(2774)
茨城警察本部 029-301-0110(2792)	大阪府警察本部 06-6949-0557直通(27741・2)	宮崎警察本部 0985-31-8208直通(2778)
栃木警察本部 028-627-2755直通(2824)	兵庫警察本部 078-341-7441(2817)	鹿児島警察本部 099-206-0110(2767)
群馬警察本部 027-243-0110(2807)	奈良警察本部 0742-23-0110(2816)	沖縄警察本部 098-862-0110(2774)
埼玉警察本部 048-832-0110(2789)	和歌山警察本部 073-423-0110(2816)	警察庁 03-3581-0141(2799)
千葉警察本部 043-201-0110(2796)	中国管区警察局 082-228-6411(2637)	警生協事務局支部 03-5213-8377直通
	鳥取警察本部 0857-23-0110(2764)	内線からはカッコ内の番号におかけください。

○警察庁(警察大学校、科学警察研究所、警察共済組合本部等を含みます。)を退職された方は、警生協の事務局支部へご連絡ください。

組合員と退職者の皆様へ

# きずな kizuna

131  
平成30年  
夏号

ご家庭に持ち帰り、  
ご家族と一緒に  
ご覧ください。

## 平成29年度 事業の報告

決算のあらまし  
警生協からのお知らせ  
退職後の共済事業について

Q & A 退職後によくある質問



# 目次

● 警生協の特長	1
● 警生協の共済事業と各ライフステージのモデルプラン	2
● 決算のあらまし	4
平成29年度決算のポイント	4
割戻金	4
割戻金の受取・振替方法	5
自己資本の充実と支払余力比率の状況	6
共済事業の収益・費用・剰余	7
資産の運用状況	8
● 警生協からのお知らせ	9
平成29年度警生協年金「ゆとり」事業の概況	9
通常総代会の開催状況	10
警察職員生活協同組合役員(常勤)名簿	10
平成30年度事業計画の取組方針	11
● 退職後の共済事業について	12
新火災共済	14
共済契約の引継ぎ(承継)	15
新長期生命80、長期生命共済	16
終身生命共済、財形年金共済及び警生協年金「ゆとり」	17
共済金等の請求(手続の流れ)	18
火災・災害・地震の共済金、盗難共済金、借家人賠償責任共済金の請求に必要な書類	19
新長期生命80、長期生命、終身生命、財形年金の請求に必要な書類(退職者の場合)	20
入院共済金請求時に提出が必要な添付書類	20
共済金等の請求者と受取人	21
税制上の取扱い	22
● Q&A 退職後によくある質問	23
● 所在の分からない退職組合員に対する住所変更手続の催告に関する公告	29
● お問い合わせ先のご案内 都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部連絡先	

## 重要なお知らせ

警生協のホームページは昨年12月に大幅なリニューアルを行い、その後も発展を続けております。組合員の皆様と警生協を結ぶ広報媒体として、ますます成長していきたいと思っております。

今後の機能拡充に向け、本年よりパスワードの更新を毎年行います。毎年8月発行のきずな夏号で新パスワードの告知を行い、9月より利用開始とします。

本年は9月2日まで旧パスワード(110)、9月3日より新パスワードとなります。次回告知まではこのパスワードをご利用ください。

リニューアルされたホームページへの来訪をお待ちしております。

2018年  
今年のパスワード

利用開始日：  
平成30年9月3日(月)  
ID：keisei  
パスワード：keisei2018  
(全て半角小文字)

この度の大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨による被災者及び被災地の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧と復興がなされることをお祈りいたします。

また、この度の新火災共済の移行手続につきましては、ご協力いただきありがとうございました。

平成30年7月、新火災共済は運用を開始しました。

## 警生協はあなたのライフサイクルプランの樹立と見直しをサポートします

警生協は、組合員の皆様が安心して職務に専念することができるよう、幅広い共済事業の提供を通じて、採用から退職後までの皆様のライフサイクルプランの樹立と見直しをサポートします。

警生協は、組合員の皆様の相談等に適切なサポートができるファイナンシャルプランナーの資格を持った職員を全国に配置しておりますので、お気軽にご相談ください。

### 警生協の特長

1

#### 警察ファミリーのきずなに基づく協同互助

警生協は、昭和35年3月に、警察職員がつくり、自ら運営することによって、警察職員のニーズに沿った共済事業を提供することを目的として設立されて以来、協同互助の精神に基づき、以来58年にわたり事業を運営しています。

2

#### 安い掛金で充実した保障内容

警生協は、営利を目的とせず、組合員の皆様の利益を最優先とする生協です。事業経費の削減を徹底し、安い掛金で、シンプルかつ充実した保障内容となるように努めています。

3

#### 健全な事業運営

警生協は、将来発生が予想される大規模災害や株式市場の暴落等による損失に備えて、十分な積み立てを行っています。

また、資産運用についても、元本が保証された安定資産を中心に健全な運用により自己資本の充実に努めています。

平成30年3月末時点の自己資本比率は11.60%、支払余力比率は1034.4%となっています。

### 警察就職から退職後まで

各ライフステージに合わせた保障内容の見直しを!



警察に就職したら、社会人として万が一に備えましょう。



結婚したら、保障をUP! 住居費の必要性により保障を追加しましょう。



子供が生まれたら、保障をUP! 他の保険も追加して、万が一に備えましょう。



住宅を購入したら、住宅ローンに団体信用生命保険がついている場合は保障を減らせる場合があります。



子供が独立したら、末のお子様独立したら保障を下げ、減らした分の掛金は貯蓄にまわしましょう。



退職後も、警生協の共済があなたのライフステージを一生サポートします。

退職後は新長期生命80と終身生命共済の保障が始まります。

### 生命・傷病共済

モデルプラン: 500~1,000万円 | 1,500~2,000万円 | 3,000万円 | 2,000~3,000万円 | 1,000万円

保障額	毎月の掛金		
	39歳まで	49歳まで	59歳まで
3,000万円	3,420円	5,220円	8,040円
2,000万円	2,280円	3,480円	5,360円
1,000万円	1,140円	1,740円	2,680円
1日8,000円	790円	880円	1,040円

**生命** 死亡したとき1口**500万円**  
最高6口**3,000万円**までの保障

**傷病** 入院したとき1日につき**8,000円**  
(ケガ1日、病氣3日以上継続入院)  
(契約は1口のみ)

**死亡・入院保障**

【入院保障】新長期生命80 本人コース契約 | 本人・配偶者コースに変更

【死亡保障】終身生命共済 早期積立がおすすめ。現職中は積立期間。交通事故等の不慮の事故による災害死亡保障付き(1口につき20万円をお支払。)

現職中は積立 交通事故等の不慮の事故に(100万円をお支払。)

期間 による災害死亡保障付き

掛金充当 50歳から 増額掛金払込開始

掛金充当 50歳から 増額掛金払込開始

### 退職後の入院保障

#### 新長期生命80

退職後から80歳までの**入院保障**  
入院日額1万円、7,000円、5,000円から選択

現職中に割戻金(配当金)を掛金として充当するため、知らずに掛金が積み立てられます。退職後の掛金払込はありません。

### 退職後の死亡保障

#### 終身生命共済

退職後から**一生涯の死亡保障**  
死亡保障額500万円、300万円、100万円から選択

現職中に保障に必要な掛金を積み立てます。現職中に掛金の払込が終了するため、退職後の掛金払込はありません。

### 財産補償

契約目安: 動産契約140万円~260万円 | 動産 増額

火災・災害・地震・盗難による建物や動産の損害を補償

火災 災害 地震(津波) 盗難

建物契約 補償の対象 建物 物置 (66㎡未満に限る) 車庫 動産

割戻金 新長期生命80を契約している方は、割戻金を掛金として充当します。

【契約例】 建物の共済金額2,000万円 動産の共済金額1,000万円の場合

掛金区分	年額	共済掛金(年額)
建物 木造	60円	12,000円
建物 鉄骨・耐火構造	45円	9,000円
建物 マンション構造	25円	5,000円
動産	55円	5,500円
借家人賠償責任特約	16円	-

地震・盗難補償も付いて、この掛金

退職組合員に加入 ※一定の条件を満たす方は、退職組合員として、退職後も新火災共済をご利用いただけます。

承継組合員制度 新火災共済では、共済契約者が亡くなられた後、最長10年間、配偶者又は同一世帯の子が承継組合員となり、契約を継続できるようになりました。ただし、動産のみの契約では承継組合員にはなれません。

承継できる 承継組合員が居住する住まいの建物契約と動産契約 共済契約 借家人賠償責任特約を付帯した動産契約

### 退職後の生活保障

まずは 財形年金共済

重点積立期間 調整積立期間(月額3,000円) 据置期間

受け取る年金は**非課税**

予定利率 年1.2%

※予定利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、契約の際予見することができない事情の変更により、変更することがあります。

次に 警生協年金「ゆとり」

余裕があれば早期積立 財形年金の掛金が調整積立期間(月額3,000円)に入ったら積極的に積立

※予定利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、契約の際予見することができない事情の変更により、変更することがあります。

受給期間別の受取額の例

受給期間	受給期間別の受取額の例			
	60歳	70歳	80歳	90歳
財形年金	6年			月額換算 7.2万円 受取総額 524万円
	10年			4.4万円 537万円
	15年			3.0万円 553万円
	終身			1.7万円 -
ゆとり	据置期間を0~10年の間で選択	10年	据置期間10年 60歳時の原資 1,500万円の場合	14.7万円 1,769万円
		15年	10.1万円 1,823万円	
		20年	7.8万円 1,879万円	
		終身	8.8万円(男性) -	

一 定年齢までに非課税限度額(385万円)近くまで積み立てる重点積立方式がお勧めです。受給前までは、交通事故等の不慮の事故による災害死亡保障付き。保障額は、掛金累計額の5倍です。

の対象となり、**税制優遇**の措置があります。の**教育資金**等の様々な用途で活用できます。

## 平成29年度決算のポイント

- **短期共済事業の割戻しを前年度と同水準で実施します。**  
生命・傷病共済は前年度と同率、火災・災害共済は2年振りに割戻しを実施
- **長期共済事業の割戻しを前年度に比べアップして実施します。**  
予定利率1.2%の契約に**0.3%の割戻し**を実施(終身生命共済は0.1%)
- **将来の運用環境の急激な悪化や巨大災害の発生等に備えて、自己資本の充実に努めました。**  
自己資本比率は**11.60%**、支払余力比率は**1034.4%**に到達

## 割戻金

短期共済事業については、生命・傷病共済は前年度と同率の**生命共済45%**、**傷病共済35%**の割戻率、**火災・災害共済**は2年振りとなる割戻しを**5%**の割戻率にて実施することとし、**利用分量割戻金49億円**を組合員の皆様に還元いたします。

長期共済事業については、長期生命共済及び財形年金共済は前年度に比べ0.1%の引き上げとなる予定利率1.2%の契約に**0.3%の割戻率**、終身生命共済は2年振りとなる割戻しを予定利率1.2%の契約に0.1%、予定利率0.7%の契約に0.6%の割戻率にて実施することとし、**契約者割戻金27億円**を契約者の皆様に還元いたします。

## 短期共済事業

利用分量割戻金 (カッコ内は前年度)	共済事業	割戻率 (カッコ内は前年度)	1口当たりの割戻金額(注2)	
組合員の皆様に還元 <b>49億円</b> (49億円)	生命共済	45%(45%)	39歳以下	3,078円
			40歳代	4,698円
			50歳代	7,236円
			60～66歳未満	9,612円
	傷病共済	35%(35%)	39歳以下	3,318円
			40歳代	3,696円
			50歳代	4,368円
			60～66歳未満	4,956円
	火災・災害共済 (注1)	5%(-%)	8.5円	

注1 平成30年7月1日から新火災共済の補償がスタートしておりますが、上記の割戻金は改正前の火災・災害共済の共済契約期間(平成29年7月1日～平成30年6月30日)に対する割戻金となります。

注2 利用分量割戻金の額は1口当たりの割戻金額に契約口数を乗じた額(10円未満切捨て)になります。

◆ 各数値は、単位未満の金額を切り捨てていますので、合計金額等が一致しない場合があります。

## 長期共済事業

契約者割戻金 (カッコ内は前年度)	共済事業	割戻率 (カッコ内は前年度)	備考
<b>27億円</b> (17億円)	長期生命共済	予定利率1.2%の契約者(注1)に0.3%(0.2%)	注1 積立(据置)者又は平成16年4月以降に保障若しくは年金受給を開始した方
	財形年金共済	予定利率1.2%の契約者(注2)に0.1%(-%)	注2 積立者又は平成16年4月から平成29年6月末までに保障若しくは据置を開始した方
	終身生命共済	予定利率0.7%の契約者(注3)に0.6%(-%)	注3 平成29年7月以降に保障若しくは据置を開始した方

注 契約者割戻金の額は各共済事業規約で定める共済掛金積立金の平均残高に上記割戻率を乗じた額(10円未満切捨て)になります。

注 予定利率1.5%以上の契約者(平成16年3月末以前に保障又は年金受給を開始した方)については、割戻しはありません。

## 割戻金の受取・振替方法

割戻金の受取・振替方法は下表のとおりです。**個人ごとの割戻金額**については、**平成30年9月に現在高通知書等の個人宛通知書にてお知らせ**いたします。

## 短期共済事業

割戻しは、①総代会開催日(平成30年6月26日)に組合員であること、②共済契約期間(平成29年7月1日から同30年6月30日まで)1年分の掛金を完納していること、③共済契約期間内の中途契約でないこと等の要件を全て満たす方に対して実施いたします。

組合員区分	受取・振替方法
現職組合員	●長期生命共済を契約されている方：短期共済事業の割戻金を全額自動的に長期生命共済の掛金に振り替えます。 ●長期生命共済を未契約の方：皆様が指定した金融機関口座に振り込みます。
退職組合員	退職組合員預り金としてお預りし、新火災共済の契約更新時の掛金に充当します。

注 総代会開催日に組合員であり、利用分量割戻金の支払までに組合を脱退された方については、平成30年8月末頃にお支払し、割戻金額は、その際お送りする「送金通知書」にてお知らせいたします。なお、平成30年7月1日時点で長期生命共済を契約している積立期間中だった方の割戻金は、長期生命共済の掛金に振り替えます。

## 長期共済事業

割戻しは、**平成30年度の契約応当日**(契約日又は保障(据置)開始日の翌年以降の同日)に**契約が有効である方**に対して実施いたします。ただし、平成30年度の新規契約者は除きます。

契約区分	受取方法
積立者 据置者	積立割戻金として予定利率1.2%による利息を付して積立て、将来の保障必要(年金)原資額に充当します。
保障者 年金受給者	●長期生命共済及び終身生命共済 積立割戻金として予定利率1.2%による利息を付して積立て、共済金等支払時及び契約満了時等にお支払します。なお、新長期生命80及び終身生命共済の契約者から当該割戻金の請求があった場合には、請求時にお支払します。 ●財形年金共済 残りの年金支払回数に応じて積増年金として年金額に上乗せしてお支払します。

注 積立割戻金の運用利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等の事情により、変更することがあります。

注 契約者割戻金対象者のうち、割戻金の支払前に契約が消滅した方については、契約者等が指定した金融機関口座に平成30年8月末頃にお支払し、その際お送りする「送金通知書」にてお知らせいたします。

注 個人宛通知書の計算基準日は平成30年7月1日となります。契約者割戻金の支払は契約応当日に行うことから、契約応当日が7月2日以降の方の割戻金額は今年度の通知書には記載されず、翌年度の通知書に記載されますので、ご注意ください。

## 自己資本の充実と支払余力比率の状況

### 自己資本の充実

平成29年度は将来にわたる運用環境の急激な悪化や巨大災害の発生等に備えて、一層自己資本の充実に努めました。

自己資本とは、組合員出資金、法定準備金、共済リスク対応積立金、その他の任意積立金、法人税等調整額積立金、その他有価証券評価差額金、異常危険準備金、価格変動準備金及び次期繰越剰余金を合計したものです。これは、大災害や株式市場の暴落等予期せぬ様々な事象により、一時的に多額の損失が発生した場合に、その損失を補うための財源としての役割を果たします。

平成29年度は、主に異常危険準備金に69億円、価格変動準備金に11億円を積み増しました。このうち、価格変動準備金の残高は、平成29年度の資産を基に計算した法定限度額の371億円に達しました。

また、新火災共済の施行による地震補償の共済化に伴い、これまで地震等災害見舞金の給付財源として積立てを行ってきた「地震等災害見舞金積立金」を巨大災害の発生及び新型インフルエンザ等の感染症の蔓延等に備える「共済リスク対応積立金」に変更し、平成29年度末の地震等災害見舞金積立金の残高109億円の取崩額に加えて、新たに30億円を積み増したことから、共済リスク対応積立金の残高は139億円となりました。

これらの結果、**自己資本残高**は、資産の時価によって変動する評価損益分(その他有価証券評価差額金531億円)を除くと、**1,412億円**に達し、総資産額に対する**自己資本比率は11.60%**となりました。

#### 自己資本の内訳(剰余金処分後)

組合員出資金	4億円
法定準備金	28億円
共済リスク対応積立金	139億円
その他の任意積立金	324億円
次期繰越剰余金	5億円
法人税等調整額積立金	202億円
異常危険準備金	336億円
価格変動準備金	371億円
合計	1,412億円

※その他有価証券評価差額金(531億円)を除く。

#### 自己資本の残高と比率の推移(剰余金処分後)



### 支払余力比率の状況

大災害や株価の暴落等予期せぬ事象が発生した場合の対応力を示す支払余力比率(最低200%以上必要)は1034.4%と、高い水準を維持し、安全性を保持しています。

なお、支払余力比率は、生命保険会社や損害保険会社というソルベンシー・マージン比率に相当するものですが、その値は、死亡及び生存を保障する生命共済事業並びに建物及び動産を補償する火災・災害共済事業の双方を実施している警生協と、生命保険会社や損害保険会社とでは計算方式が異なるため、単純に比較することはできません。

◆ 各数値は、単位未満の金額を切り捨てていますので、合計金額等が一致しない場合があります。

## 共済事業の収益・費用・剰余

収益	982億円	(前年度比 +47億円)
費用	830億円	(前年度比 -7億円)
剰余	152億円	(前年度比 +54億円)

収益の内訳	<b>受入共済掛金</b> 皆様からお預かりした ●生命・傷病共済 ●火災・災害共済 ●長期生命共済 ●終身生命共済 ●財形年金共済 の各事業の掛金は、719億円となりました。	719億円	<b>共済金等支払額</b> 皆様にお支払した年金や共済金等は、 ●財形年金 365億円 ●死亡共済金 44億円 ●入院共済金 28億円 ●生存共済金等 38億円 ●解約返戻金 86億円 等の総額576億円となりました。	576億円
	<b>資産運用収益</b> 長期共済事業の責任準備金等を運用して得られた運用収益は、263億円となりました。	263億円		<b>共済契約準備金</b> 将来、皆様にお支払する年金や共済金等の原資となる共済契約準備金は、新たに207億円積み増しました。 (積み増しの内訳) ●将来の共済金等給付財源 138億円 ●異常危険準備金 69億円 大規模災害等多額の共済金等の支払事案が発生した場合に備えて積み立てる準備金のことです。
		<b>事業経費</b> 事業経費(人件費、物件費及び支部経費)の受入共済掛金に対する割合(事業経費額÷受入共済掛金額)は、4.6%であり、民間生命保険大手4社の平均割合は14.3%(平成30年度の決算公表資料から算出)ですので、かなり低く抑えられています。		33億円
		<b>価格変動準備金の積み増し</b> 株価の暴落等資産運用を行う上で生じた様々な損失を補填するための財源です。 平成29年度は、11億円を積み増し、法定限度額の371億円に達しました。		11億円
		<b>費用の内訳</b> 合計 830億円		
合計 982億円		剰余(収益-費用) 152億円		

剰余(収益-費用)	152億円	当期首繰越剰余金	3億円
-----------	-------	----------	-----

利用分量割戻金(短期共済事業の割戻金)	契約者割戻金(長期共済事業の割戻金)	共済リスク対応積立金	法人税等	次期繰越剰余金
49億円	27億円	30億円	44億円	5億円

※ 決算書では、当期末処分剰余金の計算過程において、法人税等調整額23億円を加算しますが、法人税等調整額は同額を法人税等調整額積立金として、当期末処分剰余金から差し引くため、図では省略しています。

◆ 各数値は、単位未満の金額を切り捨てていますので、合計金額等が一致しない場合があります。

## 資産の運用状況

### 資産運用収益

平成29年度の金融環境は、世界的景気拡大と株式が上昇する相場が続いていましたが、後半は米国の減税と関税強化策等により、内外株式、為替が大きく変動する厳しい運用環境となりました。

こうした状況の中、**資産運用収益**は利息配当収入及び有価証券の売却益等により263億円を確保し、前年度に比べ39億円の増加となりました。

### 運用資産別構成割合

継続する低金利状況のなか、日本国債に代わる投資先の確保に注力してきましたが、平成29年度より、準安定資産という資産クラスを新たに追加した新基本ポートフォリオを作成し、これに乖離しないよう資産構成を管理しながら、生命保険会社への委託運用を主体とした安定資産中心の運用を行い、安全性と安定性の確保を優先した運用に努めております。

#### ●安定資産(準安定資産含む)

内訳	項目	金額	割合
内	国債等	2,506億円	20.9%
	企業年金保険資産(注1)	6,082億円	50.8%
	現預金	22億円	0.2%
	準安定資産(注2)	719億円	6.0%
合計		9,331億円	77.9%

注1 企業年金保険資産は、警生協が生命保険会社に対して、長期共済事業の積立金の一部を一般勘定(元本とそれに対する一定の利息の支払を約束するもの)という方法による運用を委託している資産をいいます。

注2 準安定資産とは、日本国債に代わるリスクを抑えた安定資産に準ずる資産への投資(債券代替投資)をいいます。

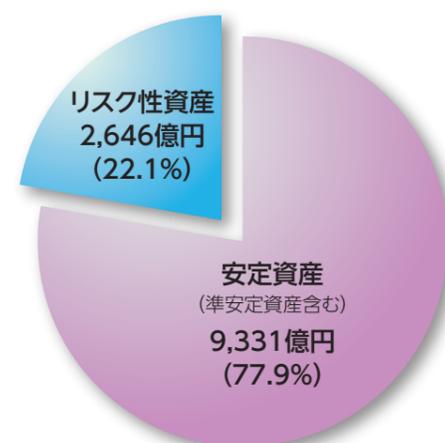
#### ●リスク性資産

内訳	項目	金額	割合
内	国内株式	883億円	7.4%
	外貨建債券	1,330億円	11.1%
	外国株式	427億円	3.6%
	その他	4億円	0.0%
合計		2,646億円	22.1%

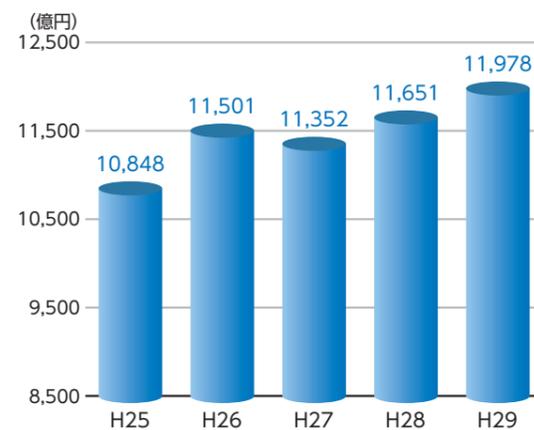
### 運用資産の推移

将来の共済金、年金等の支払のための原資となる運用資産の残高は、長期共済事業の順調な発展に伴い、前年度に比べて2.8%増の**1兆1,978億円**となりました。

#### ●平成29年度末 運用資産残高 1兆1,978億円



注 運用資産の残高は、時価で表示しています。



注 運用資産の残高は、時価で表示しています。

◆ 各数値は、単位未満の金額を切り捨てていますので、合計金額等が一致しない場合があります。

## 平成29年度警生協年金「ゆとり」事業の概況

### 1 事業内容

警生協年金「ゆとり」は、同事業に加入している組合員を代表して警生協理事長が生命保険会社と契約を結び、年金管理や資産運用等を委託している事業です。警生協は、同事業への加入促進、掛金収納等の事務に加え、委託先の指導や管理に徹しています。

この警生協年金「ゆとり」は、ゆとりある老後の生活資金を準備することで、公的年金及び財形年金を補完する自助努力型の年金です。

なお、警生協年金「ゆとり」の平成29事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日)の事業状況は、次のとおりです。

### 2 加入者の状況

加入者数は前年度から7,266人(3.3%)増加の224,431人となりました。

区分	平成29年度末 (人)	前年度比 (%)	平成28年度末 (人)	前年度比 (%)	平成27年度末 (人)	前年度比 (%)
加入者合計	224,431	3.3	217,165	4.1	208,638	4.3

### 3 受入掛金の状況

受入掛金は前年度から73億円(9.8%)増加の827億円となりました。

区分	平成29年度 (千円)	前年度比 (%)	平成28年度 (千円)	前年度比 (%)	平成27年度 (千円)	前年度比 (%)
受入掛金総額	82,728,062	9.8	75,363,755	9.2	69,043,407	10.9

### 4 保険料積立金の状況

保険料積立金は前年度から546億円(7.7%)増加し、7,684億円となりました。

区分	平成29年度末 (千円)	前年度比 (%)	平成28年度末 (千円)	前年度比 (%)	平成27年度末 (千円)	前年度比 (%)
保険料積立金	768,495,251	7.7	713,881,029	7.6	663,179,306	7.7

### 5 保険収益と運用利回りの状況

ゆとり年金の予定利率は1.25%、配当が0.13%あり、この合計から、保険事務費0.30%を差し引いた実質収益は1.08%となりました。

区分	平成29年度 (千円)	利回り (%)	平成28年度 (千円)	利回り (%)	平成27年度 (千円)	利回り (%)
保険収益	7,425,434	1.38	8,647,543	1.74	9,042,052	1.97
保険事務費	1,601,022	0.30	1,471,212	0.30	1,352,734	0.30
実質収益	5,824,412	1.08	7,176,331	1.45	7,689,318	1.68

### 6 年金受給者の状況

平成29年度は28,989人に261億円の年金を支払い、1人当たりの平均月額は、75,100円となりました。

区分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
受給者	28,989人	27,466人	25,651人
年金支払額	261億2,899万円	242億8,055万円	221億2,742万円
平均月額	75,100円	73,600円	71,800円

※ 上記の「事業の概況」は、警生協年金「ゆとり」事業全体の運営状況に関するものであり、個人ごとの状況については、保険料の払込状況及び積立金額等によって異なります。

## 通常総代会の開催状況

平成30年度通常総代会は、平成30年6月26日(火)に開催されました。  
通常総代会では、次の議案の審議及び報告事項の説明が行われ、議案については、それぞれ承認されました。

- 1 警察職員生活協同組合役員を選任について  
理事12名及び監事2名の選任
- 2 平成29年度事業報告書及び事業報告書の附属明細書の承認について  
平成29年度の事業運営の総括及び各共済事業の運営状況等
- 3 平成29年度決算関係書類及び決算関係書類の附属明細書の承認について  
貸借対照表、損益計算書、剰余金処分等を内容とする平成29年度の決算(決算のあらましは、P4～P8のとおり。)
- 4 平成29年度警生協年金「ゆとり」事業報告について  
平成29年度の警生協年金「ゆとり」事業の概況(P9参照)の報告

## 警察職員生活協同組合役員(常勤)名簿

平成30年7月1日現在

区分	氏名	役職名
代表理事	石井 隆之	警察職員生活協同組合理事長
//	井上 剛志	警察職員生活協同組合専務理事
//	高瀬 隆之	警察職員生活協同組合常務理事
監 事	山浦 耕志	警察職員生活協同組合監事

## 平成30年度事業計画の取組方針

警生協は、各共済事業の提供等を通じて、組合員とご家族の生活の安定と向上に寄与するとの「基本理念」を踏まえ、平成30年度事業計画を推進します。

### 1 組合員の理解を深めるための取組の更なる強化

- 1 組合員にとって最も重要な保障(補償)である生命・傷病共済、新火災共済及び財形年金共済の3共済事業を中心に、各共済事業の優位性等への理解普及のための説明機会を拡大します。特に、平成30年7月1日にスタートした新火災共済については、事業内容及び補償内容を広く周知し、適正な共済金額による契約の促進や未契約者の加入促進を図ります。
- 2 組合員のライフステージの変化に対応したきめ細かな個別相談を実施するとともに、所属幹部や厚生事務担当者等の理解と協力の輪をより大きくしながら、保険の見直しに対する組合員の関心が高まるよう努めます。

### 2 組合員から信頼される警生協の確立

- 1 組合員の警生協に対する信頼は、職員の日常業務の積み重ねによって育まれ、強まるものであるとの認識に立って、関係法令、共済規約、規則等に基づき適正かつ迅速的確な事務処理を徹底するとともに、すべての職員が「組合員のために今何をなすべきか。」を考えながら、効率的で質の高いサービスの提供に努めます。
- 2 警生協職員は、常に組合員の声(意見・要望等)に真摯に耳を傾け、組合員のニーズを共済事業や業務の運営に反映させる取組を更に強化し、組合員の立場に立った姿勢を貫いていきます。

### 3 財政基盤の強化

- 1 警生協は、元本が保証された安定資産を中心に健全な資産運営を行うとともに、適切なリスク管理を行って、安定的に収益を確保し、自己資本の充実強化に努めます。
- 2 低金利状態が続く昨今の金融情勢の中にあっても、長期に安定的な収益の確保が可能となるよう財務委員会等において検討を行い、警生協の財務基盤に対する組合員の信頼を更に高めていきます。

# 退職後の共済事業について

必ずお読みください

退職後は共済事業へ新規でご契約することはできません。

## 契約内容を必ずご確認ください。

8～9月にお送りする「引受通知書」や「契約内容のお知らせ」がお手元に到着しましたら、次の各共済の契約内容について、**契約内容の変更や契約漏れがないか、住所や受取人が正しく記載されているかなどを必ず確認**してください。**変更がある場合は、退職された都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へ電話連絡**をした上で、所定の手続きをとってください。

### ● 新火災共済(退職時に退職組合員となられた方)

平成30年7月より新火災共済が運用開始となっています。

移行手続きの際にご提出いただいた内容が反映されているかどうか、ご確認ください。

※新火災共済へ移行されなかった方には、従前の火災・災害共済の契約内容のお知らせをお送りします。なお、契約満了時に新火災共済へのご案内を改めて致します。

### ● 新長期生命80・長期生命共済・終身生命共済(退職時に保障を開始された方)

死亡共済金等の指定受取人のお名前を確認してください。既にお亡くなりになられている方が登録されていないか、改姓された方が旧姓のまま登録されていないか、ご確認ください。

## 契約内容のお知らせハガキ

新火災共済の契約をせず、平成30年6月30日に契約が満了した方は退職組合員からの脱退手続きが必要です。書類がお手元へ届いている方は速やかにご提出ください。  
※この脱退手続きは、火災契約に関する手続きであり、他の共済事業の保障(契約)への影響はありません。

## 下記の場合は必ずご連絡ください。

次に該当する場合は、できるだけ早く警生協支部担当者まで電話連絡(通知)をした上で、所定の手続きをとってください。**通知及び所定の手続きを怠りますと、共済金等を削減する場合やお支払できなくなる場合がありますので、ご注意ください。**

### ● 新火災共済(新火災共済に移行されなかった方は1～6)

- 1 共済契約者又は承継者が死亡されたとき
- 2 告知事項(建物所有者、居住者、他の保険の契約の有無等)の変更があるとき
- 3 物件の所在地が変更になったとき(町名変更・地番変更を含む)※1
- 4 転居による住所変更があったとき
- 5 建物の用途変更(自宅を貸家や店舗にした場合等)、増築、解体、譲渡するとき
- 6 今まで居住し契約していた建物を30日以上継続して空家又は無人とするとき※2
- 7 借家人賠償責任特約が付帯されている借戸室の居住者が共済契約者と同一生計でなくなったとき
- 8 借家人賠償責任特約が付帯されている借戸室の賃貸契約が終了し更新しないとき又は賃貸期間中に賃貸契約を解約するとき

※1 契約の目的物(建物・動産)の所在地を変更(町名等変更を含みます。)したときは、「新火災共済契約変更等申込書」(新火災共済に移行されなかった方は「住所変更届兼火災・災害共済契約動産移動届」)による手続きが必要です。  
※2 空家は契約できません。ただし、下表の理由による場合は、空家となる日から1年間、契約者又は親族等の方が当該建物の維持管理を行う旨を約した「申立書」を提出し承認された場合は契約を継続することが可能です。

空家等となる理由		継続可能期間
1	旅行	1年以内 (1及び2の開始から) (3契約締結日から)
2	入院、介護施設等への入所	
3	建物を取得し共済契約を新たに申込む予定があった場合で1又は2に該当するとき	

### ● 新長期生命80・長期生命共済・終身生命共済

- 1 共済契約者が死亡されたとき又は本人・配偶者コースの配偶者が死亡されたとき
- 2 転居や町名変更等で住所が変わったとき
- 3 指定受取人が死亡されたとき
- 4 結婚又は離婚に伴って、改姓する(した)とき。また、指定受取人を変更しようとするとき
- 5 本人・配偶者コースの共済契約者が離婚したとき

### ● 財形年金共済

- 1 財形年金の受給者が死亡されたとき
- 2 転居や町名変更等で住所が変わったとき
- 3 財形年金の振込先金融機関を変更しようとするとき
- 4 指定受取人を変更しようとするとき

## 共済金等の請求(詳細はP18～P21を参照ください)

各共済金等の請求については、退職された都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へご連絡願います。

### ● 建物や動産に損害を受けたときは、できるだけ早くご連絡ください。

ご連絡が遅れますと、時間の経過とともに損害と災害等との因果関係が不明瞭となり、共済金をお支払できない場合がありますのでご注意ください。

### ● 入院されたときは、退院後、できるだけ早くご連絡ください。

## 新火災共済

平成30年7月1日以降に発生した共済事故(新火災共済)に適用するものです。  
新火災共済の適用日より前に発生した共済事故による損害及び新火災共済に移行されなかった方については、従前の火災・災害共済を適用します。

共済金名	支払事由等	共済金の額	共済金の限度額
火災共済金	火災、破裂、爆発、不慮の人為的災害(航空機からの物体の落下、車両の衝突、上層階からの漏水注1)、落雷により建物又は動産に損害が生じたとき	共済金額を限度に損害額注2を補償 ※物置・車庫等は建物の共済金額の5%が上限	建物 4,000万円 動産 2,000万円
災害共済金	暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、長雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょう、これらによる土砂崩れ、地滑り等自然災害により建物又は動産に損害が生じたとき(凍結による水道管等破裂を含む)注3	損害額を限度に損害の程度に応じて共済金額の1.2%～70%を補償 ※物置・車庫等は建物の共済金額の1.4%が上限	建物 2,800万円 動産 1,400万円
地震共済金	地震、噴火、これらによる火災注4、津波、土砂崩れ、地割れ、地滑り、地盤沈下、埋没、流失により建物又は動産に損害が生じたとき ※物置・車庫等のみの損害は補償しません	損害額を限度に損害の程度に応じて共済金額の1.8%～30%を補償 ※物置・車庫等は建物の共済金額の0.6%が上限	建物 1,200万円 動産 600万円
		損害額を限度に損害の程度に応じて共済金額の1.2%～20%を補償 ※物置・車庫等は建物の共済金額の0.4%が上限	建物 800万円 動産 400万円
盗難共済金	盗難により動産に損害が生じた場合又当該盗難に起因して、建物又は動産に損傷又は汚損が生じた場合で、かつ、警察署に被害届を提出し、強盗、窃盗、又はこれらの未遂として受理されたとき ※空家の申立物件については補償しません	共済金額の2%を限度に損害額を補償 ただし、通貨等については20万円が限度	建物 80万円 動産 40万円
借家人賠償責任共済金	借用し居住している借戸室を火災、破裂、爆発(不慮の人為的災害及び落雷を除く)で焼失又は損壊した場合で、その借戸室について、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害が生じたとき	借家人賠償責任共済金額を限度に損害額を補償	2,000万円
臨時費用	火災・災害・地震の共済金(建物、動産の共済金の合計額)が100万円を超えるとき ※物置・車庫等に係る共済金は含みません	支払共済金(物置・車庫等に係る共済金を除く)の10%に相当する額	火災共済金、災害共済金は200万円、 地震共済金30%コースは180万円、 地震共済金20%コースは120万円が上限

注1 マンションの上層階に居住する者の住宅の溢水により生じた水漏れで、部屋や動産が水浸しになるなどの損害を受けたとき補償します。上層階に居住する者からの損害賠償にて損害額の補償が満たされなかった場合、差額をお支払します。  
ただし、自身が居住する建物の水漏れにより階下へ損害を及ぼしたときは、補償しません。  
注2 損害額とは、修復又は修繕が可能などときには、その修復又は修繕に必要な金額をいい、修復又は修繕が不可能などときには、再取得価額をいいます。  
注3 建物外部に損傷がなく、浸水原因が不明な「雨漏り損害」や雪による「すが漏れ」、凍害、開け放しの窓や戸からの雨風の「吹き込み損害」は補償しません。「すが漏れ」とは、「屋根裏の暖かい空気によって溶けた雪が軒先の冷気により凍り、その氷が融雪水をせき止め、せき止められた水が長く留まることにより、雨漏りの原因となる」ものをいいます。  
注4 地震・噴火を原因とする火災(類焼を含みます。)は、火災共済金の対象ではなく、地震共済金の対象となります。  
◆ 建物に損害が生じ、併せてそれによる浸水の損害が生じた場合は、建物の損害の程度又は浸水の程度のいずれか高い支払率によりお支払します。ただし、床下浸水により建物自体に損害がない場合、床下に流入した漂流物等の撤去、床下の清掃消毒等の費用は補償しません。

## 共済契約の引継ぎ(承継)

共済契約者が死亡された場合で、その共済契約者の配偶者又は共済契約者と同一生計の2親等以内の親族が契約物件を相続した場合は、その契約の残りの期間を引き継ぐことができます。(承継後の承継はできません。)

### 1 承継組合員制度を利用する場合(新火災共済に移行されなかった方は利用できません)

承継組合員制度とは、共済契約者(組合員)が死亡された後、一定の条件に該当する方が、承継組合員となって**最長10年**を限度に、共済契約を継続することができる制度です。

#### 1 承継組合員の資格(承継組合員となれる方)

- 死亡された時点における共済契約者の配偶者又は同一世帯の子
- 配偶者と子のどちらでも承継組合員になることができ、優先順位はありません。ただし、承継組合員になることができる方は、**1人のみ、1回限り**です。例えば配偶者が承継組合員になった場合は、その後、子が引き続き承継組合員になることはできません。

#### 2 承継組合員が承継できる共済契約

- ① 共済契約者が死亡された共済年度  
共済契約者が死亡された時に締結していた共済契約(複数契約可)
- ② 共済契約者が死亡された共済年度の翌年度以降  
①の共済契約のうち、承継組合員が居住する住まいの建物契約と動産契約又は借家人賠償責任特約が付帯された動産契約(1共済契約のみ承継可能、複数契約は不可)  
※共済契約者が死亡されたときに動産契約のみの場合、承継組合員制度を利用することはできません。

#### 3 承継組合員が利用できる期間

共済契約者が死亡された日の翌日から10年を経過する日の属する共済年度の末日(6月30日)まで利用可能です。

#### 4 承継組合員への申請手続

共済契約者が死亡された翌日から申請手続を行うことができます。申請手続が6月30日を過ぎますと、7月1日からの補償はなくなります。また、9月30日までに申請手続を行わないと承継組合員になることができませんのでご注意ください。

### 2 承継組合員制度を利用しない場合

共済契約者が死亡された場合で、その共済契約者の配偶者又は共済契約者の同一世帯の2親等以内の親族は、共済期間が満了するまで共済契約を引き継ぐことができます。

上記1、2いずれの方法による場合も、手続等につきましては、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へお申し出ください。

### 3 配偶者が元警察職員の場合

共済契約を承継した配偶者が、元警察職員などで退職組合員の加入資格を有する場合は、新たに退職組合員へ加入の上、共済契約者となり、共済契約を継続することができます。

#### ●1回の災害又は地震により支払う共済金の支払限度額等

1回の災害により災害共済金の支払総額が**50億円**を超えるおそれがある場合、又は1回の地震により地震共済金の支払総額が**100億円**を超えるおそれがある場合は、共済金を削減させていただくことがあります。  
過去の主な支払実績(災害) 平成16年 台風18号:約8億円、平成26年 雪害:約5億円  
(地震) 阪神淡路大震災:約17億円、東日本大震災:約37億円、熊本地震:約14億円

## 新長期生命80

(新長期生命80のスタート時に長期生命共済から切替えた方及び平成21年7月以降に契約された方)

共済金等名		支払事由等	共済金等の額	
保障期間(退職後)	A型・B型共通の保障内容 80歳まで (注4)	入院共済金	入院初日から1日につき、ご契約の入院共済金日額 <b>5,000円、7,000円</b> 又は <b>10,000円</b> をお支払します。 入院共済金は、病気又はケガそれぞれ1回の入院では120日分まで、通算では1,095日分までを限度とします。	
		死亡給付金	被共済者の死亡時点における <b>入院保障部分の積立金残高を返金</b> します。	
	B型のみの保障内容 70歳まで (注4) 70歳とき (注4)	死亡共済金・ 重度障害共済金 (注3)	共済契約者が70歳になった日の直後の契約応当日(注1)の前日までに、被共済者が死亡又は重度障害の状態になったとき。	100万円をお支払します。 重度障害共済金がお支払された場合は、B型からA型に変更して契約が継続されます。
		生存共済金 (注3)	共済契約者が70歳になった日の直後の契約応当日(注1)に被共済者が生存しているとき。	100万円をお支払します。 本人・配偶者コースをご契約の場合は、配偶者分として同額をお支払します。

- 注1 契約応当日とは、保障を開始した日(退職した月の翌月1日)に対応する月日です。  
例 平成30年3月末に60歳で定年退職した方は、平成30年4月1日が保障開始日となり、70歳契約応当日は平成40年4月1日、80歳契約応当日は平成50年4月1日となります。
- 注2 最初の入院は支払事由等の欄に記載の入院日数が必要となりますが、最初の入院の退院日の翌日から180日以内の再入院は、病気の種類に関係なく1回の入院とみなし、1日以上の入院でも初回入院日数と合わせて120日を限度に入院共済金をお支払します。なお、再入院の日数の計算は、病気とケガを合わせて計算するのではなく、それぞれで行います。  
また、保障期間中に入院し、保障期間満了後も継続して入院している場合には、満了後の退院日までの入院日数分を保障期間中の入院日数と通算して120日分を限度にお支払します。
- 注3 死亡共済金(重度障害共済金を含みます。)・生存共済金は、お一人につきいずれか一方のみを1回限りお支払します。
- 注4 共済金を受け取ることができる年齢と保障期間の基準となる年齢は、配偶者についても、共済契約者本人の年齢が基準となります。本人・配偶者コースの本人が死亡して配偶者が契約を承継された場合も、契約者が生存しているものと仮定した年齢が基準となります。

## 長期生命共済

(平成21年4月の「新長期生命80」のスタート時に切替えを希望されず、そのまま継続された方)

共済金等名		支払事由等	共済金等の額
1型・2型共通の保障内容 70歳まで (注4)	入院共済金	共済契約者が70歳になった日の直後の契約応当日(注1)の前日までに被共済者が <b>病気で20日以上</b> 又は <b>ケガで5日以上</b> (注2)継続して入院したとき。	入院初日から1日につき、入院共済金日額 <b>5,000円</b> をお支払します。 入院共済金は、病気又はケガそれぞれ1回の入院では120日分まで、通算では700日分までを限度とします。
	死亡共済金・ 重度障害共済金 (注3)	共済契約者が70歳になった日の直後の契約応当日(注1)の前日までに、被共済者が死亡又は重度障害の状態になったとき。	1口につき <b>100万円</b> (最高5口 <b>500万円</b> )をお支払します。 重度障害共済金がお支払された場合は、契約は消滅します。
保障内容 2型のみの保障内容 70歳とき (注4)	満期共済金 (注3)	共済契約者が70歳になった日の直後の契約応当日(注1)に被共済者が生存しているとき。	口数に関係なく、 <b>100万円</b> をお支払します。 本人・配偶者コースをご契約の場合は、配偶者分として同額をお支払します。

- 注1 契約応当日とは、保障を開始した日(退職した月の翌月1日)に対応する月日です。
- 注2 最初の入院は支払事由等の欄に記載の入院日数が必要となりますが、最初の入院の退院日の翌日から1年以内の再入院は、病気(又はケガ)の種類に関係なく1回の入院とみなし、1日以上入院でも初回入院日数と合わせて120日を限度に入院共済金をお支払します。なお、再入院の日数の計算は、病気とケガを合わせて計算するのではなく、それぞれで行います。  
また、保障期間中に入院し、保障期間満了後も継続して入院している場合には、満了後の退院日までの入院日数分を保障期間中の入院日数と通算して120日分を限度にお支払します。
- 注3 死亡共済金(重度障害共済金を含みます。)・満期共済金は、お一人につきいずれか一方のみを1回限りお支払します。
- 注4 共済金を受け取ることができる年齢と保障期間の基準となる年齢は、配偶者についても、共済契約者本人の年齢が基準となります。本人・配偶者コースの本人が死亡して配偶者が契約を承継された場合も、契約者が生存しているものと仮定した年齢が基準となります。

## 終身生命共済

共済金等名		支払事由等	共済金等の額	
保障期間(退職後)	1型・2型共通	死亡共済金・ 重度障害共済金 (注1)	被共済者が死亡又は重度障害の状態になったとき。	1口につき <b>100万円</b> (最高5口 <b>500万円</b> )をお支払します。
	保障内容 2型のみの保障内容	長寿祝金共済金	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済契約者に係る長寿祝金共済金 共済契約者の年齢が70歳、75歳、80歳、85歳又は90歳に達した都度</li> <li>配偶者に係る長寿祝金共済金(注2) 共済契約者の年齢が70歳、75歳、80歳、85歳又は90歳に達した都度に配偶者が生存している場合</li> </ul> ※本人・配偶者コースの本人が死亡して配偶者が契約を承継した後、契約を継続された場合も、本人が生存しているものと仮定した年齢が基準となります。	口数に関係なく、それぞれの生存時に 70歳 <b>20万円</b> 75歳 <b>20万円</b> 80歳 <b>30万円</b> 85歳 <b>30万円</b> 90歳 <b>50万円</b> をお支払します。  本人・配偶者コースをご契約の場合は、配偶者分として同額をお支払します。

- 注1 重度障害共済金をお支払した場合は、共済契約は消滅します。
- 注2 本人・配偶者コースの配偶者の長寿祝金共済金は、**配偶者の年齢に関係なく**、契約者がそれぞれの支払事由となる年齢に達したときに本人分と同額をお支払します。

## 財形年金共済及び警生協年金「ゆとり」

支払事由	財形年金共済	警生協年金「ゆとり」
生存	年金支払期間(6年、10年、15年、終身)について年金をお支払します。	年金支払期間(10年、15年、20年、終身)について年金をお支払します。
解約	年金支払開始日以降は、解約できません。	残りの年金支払期間に対応する年金原資を一時金として、お支払します。
死亡	確定年金 (6年、10年、15年)	確定年金 (10年、15年、20年)
	終身年金 (10年保証期間付)	終身年金 (15年保証期間付)
	残りの年金支払期間に対応する年金原資額を未払年金としてお支払します。	残りの年金支払期間に対応する年金原資を遺族年金として、又は年金に代えて残りの年金支払期間に対応する年金原資を一時金としてお支払します。
	年金受給開始から10年間の保証期間中に死亡された場合は残りの保証期間に対応する年金原資をお支払しますが、10年保証期間経過後は支払われません。	年金受給開始から15年間の保証期間中に死亡された場合は、残りの保証期間の年金又は年金に代えて残りの保証期間に対応する年金原資を一時金としてお支払しますが、15年保証期間経過後は支払われません。

## 共済金等の請求(手続の流れ)

必ずお読みください

### Step 1 支払事由の発生

**速やかに**警生協支部  
担当者にご連絡ください。

### Step 2 必要書類の送付

支部から請求書等の手続  
書類一式をお渡し又は送付し  
ます。

### Step 3 必要書類のご返送

請求書類に必要事項をご記  
入の上、必要書類を添えて、警  
生協支部担当者にご提出いた  
だくか、送付してください。

### Step 4 手続書類の確認

ご提出いただいた手続書類  
に不備がないか確認の上、手  
続を進めさせていただきます。

### Step 5 共済金等のお受取り

手続が完了し、支払が決定  
しましたら、共済金等を速や  
かにお支払します。また、「送  
金通知書」を送付しますので、  
内容をご確認ください。

### 火災・災害・地震・盗難の共済金、借家人賠償責任共済金の請求について

- 火災や風水害、地震等によって建物や動産が損害を受けた場合  
連絡が遅れますと、時間の経過とともに損害との因果関係が不明瞭となり、共済金をお支払できない場合があります。特に借家人賠償責任共済金については、速やかな連絡をお願いします。
- 損害の発生原因や被害状況を確認いたします。被害箇所、被害物、建物全景、表札等の写真は必ず撮影してください。損害の原因と損害状況の調査のため、損害鑑定人等による立会を行う場合がありますのでご了承ください。
- 新火災共済と火災・災害共済では共済の目的物の範囲や請求手続に差異がありますので、予めご承知おきください。
- 新火災共済の盗難共済金の補償は盗難の発生日以後60日以内に警察署に被害届を提出し受理されていることが条件です。

### 死亡共済金、入院共済金等の請求について

- 死亡共済金等の請求  
死亡された場合、死亡共済金等の指定受取人本人が請求してください。
- 入院共済金の請求  
契約者本人(契約者の方がお亡くなりの方は指定受取人、請求の意思表示が困難である場合は代理請求人)が入院共済金を請求してください。

### 請求手続に必要な書類について

- 請求の内容によって必要な書類が異なりますので、次ページ以降をご覧ください。  
詳しくは、警生協支部担当者にお問合せください。(請求用紙は支部に用意してあります)  
必要書類をご確認の上、速やかにご提出をお願いします。

### お支払できない場合について

共済金等をお支払できない場合は、その理由とともにご連絡いたします。

### 共済金等の支払時期

死亡共済金、災害死亡共済金、死亡給付金については、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日(請求完了日)以後10日以内に、入院共済金、災害重度障害共済金、重度障害共済金、重度障害給付金及び新火災共済の各種共済金については、請求完了日以後30日以内にお支払します。生存共済金、長寿祝金共済金については共済金等の支払事由が生じた日以後10日以内にお支払します。なお、日数には土・日・祝日及び年末年始を含みません。

共済金等の請求には、所定の請求書のほか共済金ごとに必要な書類があります。詳しくは、退職された都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者にご連絡し、ご自身の契約内容や支払条件をご確認の上、請求に必要な書類を警生協支部に送付してください。

### 警生協からのお願い

重要

警生協は、警察職員による警察職員の生活の向上のために設立した非営利の職域生協です。組合員の皆様に少しでも低廉な掛金で新火災共済をご利用いただけるよう事務経費(人件費、広告宣伝費等)をギリギリまでしぼり、また、大規模災害時等に現地調査員を投入することもなく、共済金のご請求時の審査は、主として書面で行っております。

組合員の皆様には、このことをご賢察の上、共済事故が発生した場合は、できる限り早く、ご連絡を頂くとともに、損害状況を示す写真等、共済事故(罹災)と損害との因果関係を示す書類、損害率を算定するために不可欠な見積書、請求書、領収書等の書類を、必ずご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

## 火災・災害・地震の共済金、盗難共済金、借家人賠償責任共済金の請求に必要な書類

提出書類	火災・災害・地震の共済金	盗難共済金	借家人賠償責任共済金
請求書	所定の請求書(3枚複写の1枚目と2枚目を提出、3枚目はご本人控えとしてお手元に保管してください。)		
写真	表札・建物の全景	補償対象の(又は補償対象の動産が収容されている)住居であることを確認するため必要です。表札の代わりに氏名の入った郵便受け等でも可。動産のみの請求時にも必要です。	
	損害箇所の写真	損害状況を確認するため必要です。損害を受けた財物の全体を撮影した写真および損害を受けた部分が確認できる写真を提出してください。片付け前、又は修理前の損害にあった状況がはっきりと判る写真をお願いします。また、写真を貼付した用紙の余白に損害の説明を記入してください。	
損害にあった場所の見取図	損害にあった場所若しくは損害にあった動産があった場所を分かりやすく記入したもの。物置及びその他の附属建物の場合(火災・災害・地震の共済金のみ)は、延床面積が分かる見取図が必要です。		
証明書等	公的機関(火災…消防署長、大規模自然災害・地震…市区町村長)が発行する罹災証明書(注)。落雷は落雷情報等。	警察署発行の盗難届出報告書(発行されない場合もあります。)	公的機関が発行する罹災証明書
損害復旧見積書(建物)	合計金額だけでなく、修理内容・数量・単価・残存物取片付費用(残存物搬出・廃材処分に要する費用、リサイクル費用)・物置・車庫その他の附属建物の修繕費用等詳細が確認できるもの。		
修理見積書(動産)	動産の損害は、修理が原則です。電気製品は、損害の原因を記入した見積書です。修理不能の場合は、その理由等も見積書に記入してください。水濡れはクリーニングが原則です。		
動産損害内訳書	損害にあった動産の内訳書。盗難の場合は、購入年月日及び購入先を記載し、動産の購入時の領収書や保証書等の写しも必要です。		
その他必要書類	建物登記簿謄本又は固定資産税納税通知書(建物の共済金見込額が300万円以上の場合)	—	賃貸契約書の写し、マンション管理規約の写し、マイナンバーの記載のない住民票(写し可)、損害賠償に関する承諾書若しくは示談書等
	委任状等(所有者と請求者が異なる場合)、共済金直接支払指図書(質権が設定されている場合)、他保険証券等の写し(他保険契約がある場合)等	—	—

※上記以外にも必要に応じて提出していただく書類がありますので予めご承知おきください。  
注 大規模自然災害、地震の場合で、建物損害がなく、動産損害のみの場合は不要です。

### 損害鑑定人による調査

時間の経過により損害と火災・災害等の共済事故との因果関係が不明瞭な場合や経年劣化との判別が難しい場合等においては、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し、損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。損害鑑定人による立会調査を行うのは、公平・公正な支払審査を行うためですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 新長期生命80、長期生命、終身生命、財形年金の請求に必要な書類(退職者の場合)

支払事由	必要書類	新長期生命80	長期生命	終身生命	財形年金
入院されたとき	所定の請求書 医師の診断書(注1) 診療状況申告書等(注2)	入院共済金	入院共済金	—	—
死亡されたとき	所定の請求書 医師の死亡診断書又は 死体検案書 戸籍謄本又は抄本(注3、注4)	死亡共済金(B型) 死亡給付金	死亡共済金	死亡共済金	未払年金 (死亡給付金)(注6)
(災害で)重度障害 になられたとき	所定の請求書 医師の診断書 (所定の様式)(注5)	重度障害共済金 (B型)	重度障害共済金	重度障害共済金	(重度障害給付金)(注6) (災害重度障害 共済金)(注6)
契約者が70歳になった 日の直後の契約応当日 に生存しているとき	所定の請求書(注7)	生存共済金(B型)	満期共済金 (2型)	—	—
契約者が70歳、75歳、 80歳、85歳、90歳に 達したとき	所定の請求書(注7)	—	—	長寿祝金共済金 (2型)	—

- 注1 診断書については、患者名、入院期間、傷病名、医師のサイン又は押印があり、原則として退院日以降に発行されたものとなります。診断書記載内容に不明な点がある場合は、再度診断書を提出して頂くか、病院に照会をさせていただきます。また、診断書に代えて「診療状況申告書」と「入院期間の分かる領収証」(コピー可)で請求できる場合があります。
- 注2 ケガが原因で入院した場合は、診療状況申告書等ケガの状況が分かる書類が必要です。
- 注3 受取人が、死亡した被共済者の除籍された戸籍謄本に記載されていない場合は、受取人の戸籍謄本が必要です。
- 注4 指定受取人を法定相続人としていた場合又は指定受取人が既に死亡していた場合は、被共済者の法定相続人又は死亡した指定受取人の法定相続人に共済金等を支払うこととなりますが、その人数や生存を確認するため、被共済者又は死亡した指定受取人の改製原戸籍が別途必要となります。  
また、受取人となる方が複数人いる場合には、代表受取人選定届に加え、各人の戸籍謄本、印鑑証明書が必要です。
- 注5 災害重度障害共済金の請求時は、災害が原因で重度障害になられたことを証明する書類が必要です。
- 注6 据置中のみの財形年金の保障です。
- 注7 所定の請求書は、ご連絡をいただくことなく、警生協事務局から当該時期に送付いたします。

- ご契約者に請求意思能力がない場合は、代理請求制度を利用することができます。詳しくはP21の代理請求制度をご参照ください。
- 医師の診断書、死体検案書、領収証はコピーでも結構です。

## 入院共済金請求時に提出が必要な添付書類

傷病区分	新規・増口 増額契約から の契約期間	継続入院 日数	提出が必要な添付書類
悪性腫瘍	2年以内	全入院	医師の診断書
		30日以内	医師の診断書 又は 診療状況申告書+入院期間の分かる領収証
	2年超	31日以上	医師の診断書
異常分娩	契約期間にかかわらず全入院		医師の診断書
上記以外の 病気	2年以内	10日以内	医師の診断書 又は 診療状況申告書+入院期間の分かる領収証
		11日以上	医師の診断書
	2年超	30日以内	医師の診断書 又は 診療状況申告書+入院期間の分かる領収証
		31日以上	医師の診断書
ケガ	契約期間にかかわらず 全入院	30日以内	医師の診断書+診療状況申告書(注) 又は 診療状況申告書+入院期間の分かる領収証
		31日以上	医師の診断書+診療状況申告書

- 長期生命にご契約の方の契約期間はすべて2年超となります。
  - 異常分娩とは、切迫流産、妊娠悪阻、妊娠高血圧及び帝王切開などをいいます。
  - 診断書については、患者名、入院期間、傷病名、医師のサイン又は押印があり、原則として退院日以降に発行されたものとなります。診断書記載内容に不明な点がある場合は、再度診断書を提出して頂くか、病院に照会をさせていただきます。
  - 上記にかかわらず、組合が必要と認めた場合には医師の診断書を提出して頂くことがあります。
  - 領収証については、患者名、入院期間、保険適用の有無、病院名、領収印があるものとなります。
  - 医師の診断書、領収証はコピーでも結構です。
- 注 ケガが原因で入院した場合は、ケガの状況が判る書類(診療状況申告書の「事故状況報告欄」又は同等の内容が記載された診断書、交通事故証明書等)が必要となります。

## 共済金等の請求者と受取人

### 新火災共済の各共済金の場合

共済金の受取人は、原則として組合員、配偶者及び2親等以内の親族となります。ただし、質権設定のある契約及び借家人賠償責任共済金については、この限りではありません。

- 建物の所有者が共済契約者(組合員)の場合は、共済契約者が請求してください。
- 建物の所有者が共済契約者(組合員)以外の場合は、建物の所有者が請求してください。  
※建物の所有者が共済契約者(組合員)以外の場合で共済契約者(組合員)が請求する際は、所有者の委任状と印鑑証明書を添えて請求してください。  
※共済契約者の死亡後、同一生計の親族の方が当該契約の満了まで引き続き共済契約を承継された場合の請求者と受取人は、その承継された方です。承継組合員の場合も同様です。

### 上記以外の共済金等の場合

共済契約者が請求者  
かつ  
受取人となる場合  
(注1)

- 新長期生命80、長期生命共済、終身生命共済の「**重度障害共済金**」
- 新長期生命80、長期生命共済の「**入院共済金**」
- 新長期生命80の「**生存共済金**」、長期生命共済の「**満期共済金**」
- 終身生命共済の「**長寿祝金共済金**」、財形年金共済の「**年金**」
- 財形年金共済の「**災害重度障害共済金**」、「**重度障害給付金**」

指定受取人が請求者  
かつ受取人となる場合  
(注2)

- 新長期生命80、長期生命共済、終身生命共済の「**死亡共済金**」
- 新長期生命80、財形年金共済の「**死亡給付金**」
- 財形年金共済の「**未払年金**」

注1 共済契約者の死亡により共済金を受け取ることができない場合は、指定受取人が受取人となります。  
注2 指定受取人が既に死亡している場合は、指定受取人の法定相続人が死亡共済金等の受取人となります。

### 指定受取人の変更

- 指定受取人の変更は、被共済者の死亡する前に、共済契約者ご自身が記入し、警生協への届出が必要です。また、共済契約者に意思能力がない場合の変更はできません。
- 配偶者死亡時の指定受取人を変更する場合は、被共済者である**配偶者の同意**が必要です。
- 遺言により指定受取人を変更することはできません。
- 各共済事業の指定受取人はいつでも変更可能です。「改姓届・受取人変更届」を提出してください。

### 代理請求制度

- **代理請求制度とは**、共済契約者が事故や病気で意思表示が困難な状態となり、入院共済金や重度障害共済金等の請求を行うことができない場合に、配偶者、子供、父母、兄弟姉妹のいずれかがこの順番で代理請求人となって、共済金等を請求できる制度です。
- **代理請求制度を利用する場合は**、請求意思能力の有無の記載がある**診断書**(コピー可)が必要です。代理請求人が予め指定されていない場合は、代理請求人の戸籍謄本が必要となり、同順位の代理請求人が複数人いるときは、その全員が規約の範囲及び順位であることが確認できる**戸籍謄本及び代表代理請求人選定届**が必要です。ただし、**配偶者が請求する場合**については、戸籍謄本に代えて住民票(マイナンバーの記載がないもの)で代用することができます。

### 代理請求ができる共済

- **新火災共済(代理請求人の預めの指定はできません。)**  
被共済者が共済金を請求することができない事情があり、かつ法定代理人がいない場合は、被共済者の代理人として、次の範囲及び順位の方が共済金を請求することができます。  
① **被共済者と同居又は生計を一にする配偶者** ② **被共済者と同居又は生計を一にする3親等以内の親族**  
③ **上記①に該当しない配偶者又は上記②に該当しない3親等以内の親族**
- **新長期生命80、長期生命共済、終身生命共済、財形年金共済(代理請求人の預めの指定ができます。)**  
共済契約者が意思表示が困難な状態等となり、入院共済金や重度障害共済金等の請求を行うことが困難な場合には、共済契約者に代わって、下記の範囲及び順位の方が共済金等の請求をすることができます。  
なお、代理請求人を下記の範囲で、指定若しくは変更するとき、又はこの制度を利用しないこととするときは、「共済金等の代理請求人の指定・変更届」の提出が必要です。退職された都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へ連絡してください。  
① **配偶者** ② **子** ③ **父母(養父母、実父母)** ④ **兄弟姉妹**

**代理請求人の指定** 代理請求人を予め指定しておくことで、請求時に戸籍謄本などの提出が不要となります。

#### 代理請求時の留意点

- 代理請求人が共済金等の請求を行う場合は、請求時においても上記代理請求人の範囲内の者であることが必要です。
- 故意に共済金等の支払事由を生じさせた者は、代理請求を行うことはできません。
- 代理請求人に共済金等をお支払した場合は、その後、その共済金等の請求を受けても、重複してのお支払はいたしません。
- 共済金等の振込先は、原則として共済契約者の口座です。

#### 警生協からのお願い

- 指定受取人が死亡した場合は、速やかに再指定をしてください。
- 代理請求人を指定されていない方は、代理請求人を指定されることをお勧めします。  
代理請求人の指定又は既に指定している代理請求人の情報に変更がある場合は、退職された都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者にご相談ください。

## 税制上の取扱い

### ① 新火災共済

#### ① 支払った掛金の所得控除

新火災共済の掛金は、地震保険料控除として所得控除の対象となっていないので、「課税所得控除共済掛金払込証明書」は発行していません。

#### ② 受け取った共済金の税金

火災共済金、災害共済金、地震等災害見舞金、地震共済金、盗難共済金、借家人賠償責任共済金は非課税です。ただし、確定申告時に所得控除を受ける場合は、控除額を計算する際の「保険金などで補てんされる金額」に該当します。個別の税務取扱等については、税務署へお尋ねください。

### ② 新長期生命80、長期生命共済、終身生命共済、財形年金共済

#### ① 受け取った共済金等の税金

受け取られた共済金等が下表に該当する場合は、所轄税務署への申告が必要な場合があります。詳しくは、税務署へお尋ねください。

#### 死亡共済金、災害死亡共済金、死亡給付金及び未払年金に係る税金

被共済者	共済金等の受取人	税の種類	備 考
共済契約者	法定相続人 (配偶者、子、父母等)	相続税	他の生命保険金と合わせて法定相続人の人数×500万円の非課税枠があります。ただし、財形年金共済の死亡給付金及び未払年金については非課税枠の適用はありません。
	法定相続人以外の者	相続税 (遺贈)	法定相続人以外の方が、共済契約者から共済金を遺贈されたものとみなします。相続税の対象ですが、非課税枠の適用はありません。
配偶者	共済契約者	所得税 (一時所得)	差益(収入金額と必要経費等の差)から50万円を控除し、残額があれば、その残額の1/2が他の所得と合算して課税されます。
	共済契約者以外の者	贈与税	共済金(その他の贈与財産がある場合は合算します。)から110万円を控除した額に贈与税が課税されます。

#### 生存共済金、満期共済金、長寿祝金共済金、保障開始時の清算金及び解約返戻金に係る税金

被共済者	共済金等の受取人	税の種類	備 考
共済契約者 又は その配偶者	共済契約者	所得税 (一時所得)	差益(収入金額と必要経費等の差)から50万円を控除し、残額があれば、その残額の1/2が他の所得と合算して課税されます。

※ 入院共済金、重度障害共済金、重度障害給付金、災害重度障害共済金及び財形年金の年金受給額は非課税です。

※ 警生協年金「ゆとり」の年金受給額については、受給額のうち、利息相当部分が雑所得となります。その額は毎年日本生命保険相互会社より送付する「企業年金保険お支払通知書」でお知らせします。

#### ② 契約者死亡により契約を承継した配偶者の税金(除く生命・傷病共済)

共済契約者が亡くなったことにより配偶者に共済契約が引き継がれたときは、その共済契約は共済契約者から配偶者が相続したものととして相続税の課税対象となります。新長期生命80及び終身生命共済の保障期間中に本人・配偶者コースを契約していた共済契約者(本人)が亡くなった場合はこれに該当します。

### ③ マイナンバーの申告

下記に掲げる共済金等のうち1つの共済金等の受取額が100万円を超える(1,000,001円以上)場合は、警生協が作成し税務署に提出する「支払調書」(法定調書)に「契約者及び受取人のマイナンバー(個人番号)」の記載が必要となるため、「マイナンバー申告書」の提出をお願いしております。申告が必要となる場合は、共済金等の請求時若しくは支払金額の確定後に「マイナンバー申告書」を送付しますので、必要事項を記入の上、「通知カード」若しくは「個人番号カード」又は「住民票(個人番号付き)」のコピーを貼付して、専用返信封筒にて、直接、警生協事務局に返送してください。なお、警生協年金「ゆとり」については、日本生命保険相互会社が窓口となります。<sup>\*1</sup>

**対象となる共済金等** 死亡共済金、死亡給付金、災害死亡共済金、未払年金、生存共済金、満期共済金、解約返戻金、清算金<sup>\*2</sup>

※1 警生協年金「ゆとり」の確定年金及び終身年金は年間の受給額が20万円を超える場合、また、遺族年金は年間の受給額にかかわらず受取人のマイナンバーの申告が必要となります。

※2 新長期生命80及び終身生命共済の保障開始手続時点における掛金積立額が、保障開始に必要な掛金積立額(保障必要原資額)を超過する場合にお返しする金額をいいます。

## 各種変更・届出(住所変更、受取人変更、口座変更)、代理請求

**Q** 引越しをしたときは、住所変更の手続が必要ですか。

**A** 必要です。退職された都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へ連絡の上、「住所変更届」をお取り寄せいただき提出してください。なお、「住所変更届」は警生協ホームページからもダウンロードすることができます。

なお、新火災共済契約における契約の目的物(建物・動産)の所在地の変更については、別途お手続きが必要です。また、警生協年金「ゆとり」については、日本生命保険相互会社(裏表紙参照)へご連絡ください。

**Q** 受取人を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

**A** 指定受取人を変更する場合は、退職された都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へ連絡の上、「改姓届兼受取人変更届」をお取り寄せいただき提出してください。

**Q** 年金の振込先金融機関を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

**A** 財形年金共済については、退職された都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者へ連絡の上、「送金方法変更届」をお取り寄せいただき提出してください。警生協年金「ゆとり」については、日本生命保険相互会社(裏表紙参照)へご連絡ください。

**Q** 契約者の意思表示が困難な状態になったときに、家族が代わりに共済金を請求する方法はありますか。

**A** 代理請求制度を利用して共済金等を請求する方法があります。詳しくはP21をご参照ください。

## 新火災共済関係

### 【火災共済金】

**Q** アイロンで服を焦がしてしまいました。共済金の請求はできますか。

**A** いいえ、できません。アイロンで服を焦がしたり、鍋を空焚きして焦がしたり、電化製品の故障で煙が出たりしただけでは、火災とはいえず、支払対象外です。

「火災」とは、火が人の意図に反して又は放火により発生し、その火勢が拡大する状態となり、これを消火するために、消火施設又はこれと同程度の消火効果のあるものの使用を必要とする燃焼状態をいいます。

**Q** 他人の車の事故で自宅を囲む塀が壊されてしまいました。共済金の請求はできますか。

**A** いいえ、できません。門や塀は共済の目的物の範囲外となっており、支払対象ではありません。なお、建物・動産に損害を受けた場合で、運転者が判明している場合は、運転者に賠償請求してください。

当て逃げ(運転者が不明)で建物・動産に損害があった場合は、「不慮の人為的災害」として共済金を請求できます。その場合は、警察署に事故の届出をし、事故証明書の提出が必要となります。

## 【災害共済金】

**Q** 雨天時に天井から雨漏りしました。雨漏りの原因は判らないのですが、共済金の請求はできますか。

**A** いいえ、できません。台風等で建物外部に損傷を受け、それが原因で雨漏り損害が生じた場合は支払対象となります。ただし、建物外部の損傷が特定できない雨漏りや建物の経年劣化による雨漏り、雪による「すが漏れ」は、支払対象とはなりません。また、開け放しの窓からの雨風の吹き込み損害も支払対象外です。

※「すが漏れ」とは、屋根裏の暖かい空気によって溶けた雪が軒先の冷気により凍り、その氷が融雪水をせき止め、せき止められた水が長く留まることにより、雨漏りの原因となるものをいいます。

**Q** 水道管が凍結し、水があふれて床が損傷しました。共済金の請求はできますか。

**A** 単に水道管が凍結し、水があふれただけでは請求の対象とはなりません。凍結により水道管が「破裂」した場合が支払対象となり、破裂箇所の損害及びその破裂により生じた水漏れの損害について請求できます。請求の際は、破裂した箇所が確認できる写真を必ず添付してください。なお、水道管等の劣化により銅管等の金属に生じた局部腐食（ピンホール：孔食）が原因によるものは支払対象外です。

**Q** 鳥が飛んできて、窓にぶつかり、窓ガラスが割れてしまいました。共済金の請求はできますか。

**A** いいえ、できません。台風等の自然災害によるものでない限り支払対象外です。

**Q** 大雨等による洪水で床下浸水しました。共済金の請求はできますか。

**A** 床下浸水により建物や建物の附属設備等に損害（エアコンの室外機やエコキュート等の損害等）が発生した場合は、共済金の請求ができます。

床下に流入した泥の撤去、清掃、消毒等の費用は、建物（本体）に損傷があり、それを復旧するのに必要と認められる費用に限り支払われます。

**Q** 地下室がある場合、そこが浸水すれば床上浸水になりますか。

**A** 地下室であっても床が畳や板張りで、家具等が置いてある通常の居住スペースであれば、床上とみなし、床上浸水の対象となります。しかし、床がコンクリートだけの場合等は床上とみなしません。

## 【地震共済金】

**Q** 建物と動産の損害額を合わせて100万円であれば、30%コースの共済金の請求はできますか。

**A** いいえ、できません。30%コースの場合は、建物（物置・車庫等を除く。）のみで100万円以上の損害額又は動産のみで100万円以上の損害額が発生したときに支払対象となります。

**Q** 地震で物置・車庫等のみ損害がありました。共済金の請求はできますか。

**A** いいえ、できません。地震共済金については、居住する建物の損害を重点的に補償していますので、物置・車庫等だけの損害については、支払対象とはなりません。

**Q** 民間の地震保険にも入っていますが、地震共済金の請求もできますか。

**A** はい、できます。

## 【盗難共済金】

**Q** 盗難被害にあいましたが警察には届出ませんでした。盗難共済金は請求できますか。

**A** 警察署に届出をしていることが共済金請求の必須条件です。届出をしていない場合は共済金の請求はできません。請求に必要な書類等については、P19をご参照ください。

**Q** 預貯金通帳が盗まれました。残高金額を請求できますか。

**A** 直ちに金融機関に届出し、かつ盗まれた通帳により現金が引き出された場合に限り、その引き出された額が支払対象となります。ただし、預貯金通帳の盗難は、通貨等の盗難とは異なり、1回の事故の支払額は動産の共済金額の2%が限度となります。なお、引き出された額について金融機関から補償されたときは、重複での支払はいたしません。

**Q** 被害品が返却された場合、どうすればよいですか。

**A** 共済金請求後に盗難品が発見され返却された場合には、必ず組合にご連絡ください。また、組合は盗難共済金を支払った割合に応じて、盗取された共済の目的物の所有権を取得することとなりますので、盗難共済金を返納して、所有権を共済契約者が取得するか、その割合に応じて、盗取された物を組合に提出していただくこととなります。

## 【借家人賠償責任共済金】

**Q** 貸主に対する慰謝料も補償されますか。

**A** 補償されません。慰謝料等は対象外です。補償対象となる損害賠償金は、借戸室を原状回復するための費用です。この他、組合が認めた損害の拡大防止費用や組合の同意を得た訴訟費用等も支払対象となります。

**Q** 火事で自分の部屋だけでなく、隣の部屋に被害を生じさせてしまった場合、その原状回復費用も補償対象となりますか。

**A** 借家人賠償責任特約は、契約者本人の借戸室の損害賠償を補償するものです。隣の部屋の損害は、補償の対象とはなりません。

**Q** 階下に水漏れ損害を発生させてしまいました。共済金を請求できますか。

**A** いいえ、できません。借家人賠償責任共済金の対象となるのは、被共済者の責に帰すべき火災・破裂・爆発に起因した借戸室の損害に対する賠償責任です。不慮の人為的災害及び落雷による損害は補償対象外です。

## 入院関係（新長期生命80、長期生命の契約者）

**Q** 入院共済金の請求を忘れていました。退院日から1年を経過していますが、請求することができますか。

**A** 入院共済金の請求権の時効は退院した翌日から起算して3年です。したがって、退院日から1年を経過していた場合でも、請求することができます。

**Q** 手術した場合、入院共済金とは別に共済金を請求できますか。

**A** 手術に対する共済金のお支払はありません。

**Q** 検査入院は、入院共済金の対象になりますか。

**A** 医師の診断の下で検査入院した場合、治療行為の有無にかかわらず、所定の入院日数を満たしていればお支払の対象となります。ただし、定期健康診断や人間ドック等の健康管理を目的とした検査入院についてはお支払の対象とはなりません。

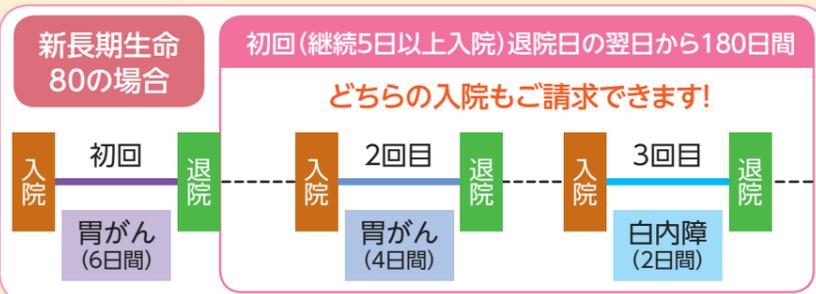
**Q** 入院先の病院には、「医療病床」と「介護療養病床」があります。今回、「介護療養病床」に入院しました。入院共済金の請求はできますか。

**A** 新長期生命 80、長期生命共済ともに、介護保険法適用の施設（病床）への入院は支払対象外となっています。このため入院共済金の請求はできません。

**Q** 新長期生命80を契約しています。胃がんで6日間入院し退院しましたが、胃がんが再発し4日間入院し、またその後、白内障で2日間入院しました。4日間と2日間の入院でも入院共済金を請求できますか。

**A** 胃がんで6日間入院後の初回退院日の翌日から180日以内に入院した場合であれば、病名・入院日数を問わず120日を限度に入院共済金をお支払します。ご質問のケースでは、初回退院後の2回の入院が180日以内で病気による入院であるため、合計12日分の入院共済金の請求をすることができます。なお、再入院の日数の計算は、病気とケガを合わせて計算するのではなくそれぞれで行います。

- 初回入院…病気入院は継続5日以上入院で請求できます。
- 2回目以降の入院…日帰り入院から、病気の種類にかかわらず請求できます。（初回入院日数と合わせて120日分が限度）



### 【長期生命共済をご契約の方の場合】

最初に病気で継続して20日以上入院した後、退院日の翌日から1年以内に入院した場合であれば、病名・入院日数を問わず、初回入院日数と合わせて120日を限度に入院共済金をお支払します。なお、再入院の日数の計算は、病気とケガを合わせて計算するのではなくそれぞれで行います。

## 死亡関係

**Q** 退職組合員が亡くなった場合、新火災共済の契約はどうなりますか。

**A** 「承継組合員」として契約を引き継いだ場合、現在ご契約中の新火災共済の契約期間満了日まで契約を引き継ぐことは勿論、条件を満たした1契約に限り、契約期間満了日以降も最長10年間、契約を続けることができます。なお「承継組合員」になれない場合でも、承継手続をしていただくことにより、現在ご契約中の新火災共済の契約期間満了日まで契約を引き継ぐことができます。詳しくはP15をご覧ください。

**Q** 新長期生命80・終身生命共済の本人・配偶者コースに契約しています。契約者本人が亡くなった場合、契約はどうなりますか。

**A** 契約は継続できます。ただし、保障の期間は配偶者の年齢ではなく、契約者本人の年齢が基準となります。

**Q** 契約者が亡くなった場合、受給している財形年金や警生協年金「ゆとり」はどうなりますか。

**A** 財形年金を確定年金で受け取られている場合は、残っている年金原資を指定受取人の方へお返しいたします。警生協年金「ゆとり」については、法定相続人の方が一括で受け取る又はそのまま年金として受け取るかを選択の上、お手続きいただくこととなります。

**Q** 財形年金共済（10年保証付終身を契約）の契約者が先日亡くなりました。既に10年保証期間を過ぎていますが、どのような手続をすればよいですか。

**A** 退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者に速やかに連絡してください。10年の保証期間を既に経過している方には、死亡後の財形年金のお支払はできません。死亡後に財形年金が送金されてしまった場合は、後日、警生協に返金していただくこととなります。

## 新長期生命80、長期生命、終身生命、財形年金、ゆとり関係

**Q** 新長期生命80を契約中ですが、本人・配偶者コースを本人コースに変更することはできますか。

**A** 保障開始後は、型・コースの変更はできません。なお、離婚された場合には、退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者に連絡の上、本人コースへの変更と指定受取人の変更手続をしてください。終身生命共済も同様の取扱いとなります。

**Q** 現在、受け取っている財形年金共済や警生協年金「ゆとり」を、一時金として受け取ることはできますか。

**A** 受給開始後の財形年金共済は、一時金として受け取ることはできません。警生協年金「ゆとり」は、一時金として受け取ることができます。詳しくは、「年金受給のしおり」でご確認いただくか、日本生命保険相互会社（裏表紙参照）にご連絡ください。

## 所在の分からない退職組合員に対する 住所変更手続の催告に関する公告

警察職員生活協同組合(以下「警生協」という。)定款第8条(届出の義務)、第9条(自由脱退)及び警生協所在不明退職組合員等脱退取扱規則(以下「所在不明退組脱退規則」という。)に基づき、以下の内容を公告いたします。

警生協定款第8条では、組合員は住所を変更したときは、速やかにその旨を届け出ること、第9条第2項においては、組合員が第8条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退の処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて脱退するものと規定しております。

また、上記第9条に関する事項として別途定めている所在不明退組脱退規則では、郵便物が返送されるなど退職組合員の所在が分からないときは、警生協において所在確認のための調査をすることと規定しております。

所在確認のための調査を実施したにもかかわらず、すでに2年以上にわたって所在が分からない退職組合員の方が29名おられます。該当の退職組合員の名簿は、警生協共済事業部及び全支部に備え置いてあります。

つきましては、備え置きの名簿に掲載されている退職組合員にお心当たりのある方は、下記の連絡先又は裏面掲載の警生協支部までご連絡ください。これらの方々について申し出がなく所在が確認できない場合は、定款第9条第2項の「脱退の予告」があったものとみなし、平成31年6月の理事会の議決を経て平成32年3月31日付で脱退の手続をとらせていただきます。

(注) 上記所在の分からない退職組合員の支部別人員

北海道支部	1名	警視庁支部	18名	群馬県支部	1名
神奈川県支部	1名	富山県支部	1名	京都府支部	1名
大阪府支部	2名	兵庫県支部	1名	鳥取県支部	1名
広島県支部	1名	鹿児島県支部	1名		
					合計 29名

平成30年8月1日  
警察職員生活協同組合  
代表理事 理事長 石井 隆之

連絡先(支部の連絡先は裏面をご覧ください。)

〒102-8607  
東京都千代田区三番町6番8 警察共済ビル  
警察職員生活協同組合共済事業部事業管理室  
電話 03-5213-8487  
(平日 8:45~17:15)

**Q** 新長期生命80(B型)の生存共済金、長期生命共済(2型)の満期共済金、終身生命共済(2型)の長寿祝金共済金は、いつ受け取ることができますか。

**A** ■新長期生命80(B型)生存共済金  
契約者本人の70歳の誕生日直後の契約応当日(退職した月の翌月 1日)に、被共済者が生存している場合、契約応当日以後、速やかにお支払します。70歳の誕生日時点でのお支払ではありませんのでご注意ください。

本人・配偶者コースにご契約の場合は、配偶者分も一緒にお支払します。

■長期生命共済(2型)満期共済金

保障期間満了時に被共済者が生存している場合、満了日の翌日以後、速やかにお支払します。本人・配偶者コースにご契約の場合は、配偶者分も一緒にお支払します。

■終身生命共済(2型)長寿祝金共済金

70歳、75歳、80歳、85歳、90歳の誕生日に被共済者が生存している場合、契約者の誕生日以後、速やかにお支払します。

本人・配偶者コースにご契約の場合は、配偶者の誕生日ではなく、契約者本人の誕生日を基準に、配偶者分も一緒にお支払します。

●請求書類について

●新長期生命80(B型)生存共済金、長期生命共済(2型)満期共済金共済金をお支払する予定の日の約3か月半前にご自宅へ送付します。

●終身生命共済(2型)長寿祝金共済金

共済金をお支払する予定の日の約2か月前にご自宅へ送付します。

## 税金関係 (掛金の課税控除証明、確定申告)

**Q** 生存共済金、満期共済金や長寿祝金共済金には税金がかかりますか。

**A** 一時所得として所得税の課税対象となります。共済金と払込掛金との差額から50万円を控除し、残額があれば、その残額の1/2を他の所得と合算して課税されます。他の所得があることなどにより、上記に該当される場合には送金通知書を確定申告の資料として使用しますので、大切に保管してください。

**Q** 財形年金や警生協年金「ゆとり」を受給しています。確定申告は必要ですか。

**A** 財形年金共済は非課税ですので、確定申告の必要はありません。  
警生協年金「ゆとり」は、利息部分が雑所得扱いとなりますので、確定申告が必要です。

**Q** 警生協年金「ゆとり」を解約したときの税金はどうなりますか。

**A** 途中で解約すると利息部分について、一時所得として所得税の課税対象となります。解約戻戻金と払込掛金との差額から50万円を控除し、残額があれば、その残額の1/2を他の所得と合算して課税されます。